

盛岡市監査委員告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 10 月 26 日付け 29 盛監第 48 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 循 第 45 号

平成 29 年 12 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 10 月 26 日付け 29 盛監第 48 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（環境部資源循環推進課）

(1) 補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 補助金交付要領が定められていないもの

イ 全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていないもの

ウ 契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていないもの

(2) 業務委託契約に当たり、処理数量の積算が不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)アについて

補助金の交付に当たり、職場研修を実施し、補助金の交付に係る事務処理の方法について改めて認識したほか、平成 30 年 1 月までに補助金交付要領を定めることとする。

イ 指摘事項(1)イについて

補助金の履行確認に当たり、地方自治法及び財務規則に基づき、検査調書の作成について適正に事務を執行するよう、職場研修で周知徹底した。

ウ 指摘事項(1)ウについて

補助金の交付に当たり、契約書に添付すべき書類について、職場研修で周知徹底した。

エ 指摘事項(2)について

業務委託契約に当たり、処理数量を積算する際は廃タイヤを大きさごとに分類し、個々に計量し精度の高い積算とするよう事務処理を改めた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、通知を認識せずに前例踏襲により事務処理を行ったことによるものである。

今後は複数の職員による書類の確認や、決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、精算書の内容確認をもって検査を完了しているものと誤認していたことによるものである。

今後は、地方自治法及び財務規則に基づき検査調書などの履行確認書類の様式整備を行い複数の職員による書類の確認や、決裁経由者の確認の徹底により、により再発防止に努める。

ウ 指摘事項(1)ウについて

原因は、契約事務の認識不足から契約書に添付する書類の確認が不徹底であったことによるものである。

今後は、チェックリストを活用した複数の職員による書類の確認や、決裁時における決裁経由者の確認の徹底により再発防止に努める。

エ 指摘事項(2)について

原因は、廃タイヤの1本当たりの重量を精査しないまま積算を行ったことによるものである。

今後は、廃タイヤを大きさごとに分類し、個々に計量を行い精度の高い積算を行うとともに、課内でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

29 盛ク第 9 - 4 号
平成 29 年 12 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 10 月 26 日付け 29 盛監第 48 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（環境部クリーンセンター）
 - （1）補助金の交付に当たり、事業の履行確認を年度経過後に行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - （2）業務委託契約に当たり、承諾を得ていない者に下請負させている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - （1）措置の内容
 - ア 指摘事項（1）について
補助金の交付に当たり、地方自治法施行令の規定に基づき、交付の年度内に履行確認を行うことを所内研修で周知徹底した。
 - イ 指摘事項（2）について
業務委託契約に当たり、委託契約約定の規定に基づき適正な事務を執行するよう、所内研修で周知徹底した。
 - （2）原因及び再発防止策の内容
 - ア 指摘事項（1）について
原因は、事業の履行確認を補助金交付団体からの報告を待って行っていたことによるものである。

今後は、交付の年度内に履行確認を行うことを複数の職員で確認し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、委託契約約定の認識が不足していたことによるものである。

今後は、委託契約締結後の業務履行開始前に、発注者及び受注者双方が仕様書に基づき下請負の有無の点検書類を作成して双方が保有することとし、下請負が生ずる場合は点検書類を確認し、事前に下請負の承諾願を提出させることにより、再発防止に努める。

29 盛り 第 7 号

平成 29 年 12 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 10 月 26 日付け 29 盛監第 48 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（環境部リサイクルセンター）

手数料の収納に当たり、収入金の指定金融機関等への払い込みが遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

手数料の収納に当たり、現金等取扱事務要領の規定に基づく「会計管理者が認める日」として、平成 29 年 9 月 29 日付けで「収納した日から 10 日以内」と承認された。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び現金等取扱事務要領の規定を正しく認識していなかったことによるものである。

今後は、「10 日以内」の特例が認められたものの、払い込みが遅滞しないよう、できる限り翌日までの払い込むこととし、再発防止に努める。